

町 県 民 税 給 与 支 払 報 告 書 にか かる 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書
 年 度 森 林 環 境 税 特 別 徴 収

特別徴収義務者 指 定 番 号	
法 人 番 号 又 は 個 人 番 号	

(あて先) 篠 栗 町 長 年 月 日 提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 名 称 代 表 者 の 職 氏 名	この届出書に 応答される方		係 氏 名 電 話 番 号		
給 与 所 得 者		(ア) 特 別 徴 収 税 額	(イ) 徴 収 済 税 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 事 由	(エ) 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	備 考
フリガナ		6月分	月分～ 月分			1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 転 職 5. 死 亡 6. そ の 他	1. 特 別 徴 収 継 続 (給料差引継続) 2. 一 括 徴 収 (残額一括給料引) 3. 普 通 徴 収 (残額個人請求)	
氏 名	新 姓	7月以降						
異 動 後 の 現 住 所 (詳 しく)		年 税 額						
個 人 番 号								

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)の徴収方法(エ)について、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 す る 場 合 (異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 欄 (エ) が 2 の 場 合 記 入 し て く だ さ い。)		徴 収 予 定 月 日	徴 収 予 定 額	徴 収 予 定 額 合 計 (上 記 (ウ) と 同 額)	備 考	
理 由	1. 異 動 の 日 が 6 月 1 日 から 12 月 31 日 ま で の 間 で 本 人 か ら の 申 し 出 が あ っ た た め。	月 日	円	円	左 記 の 一 括 徴 収 し た 税 額 は 月 分 で 納 入 し ます。(翌 月 10 日 納 期 限)	
	2. 異 動 の 日 が 1 月 1 日 から 4 月 30 日 ま で の 間 で 特 別 徴 収 の 継 続 の 希 望 が な い た め。	月 日	円	円	左 記 の 一 括 徴 収 し た 税 額 は 月 分 で 納 入 し ます。(翌 月 10 日 納 期 限)	
一 括 徴 収 し な い 場 合 (異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 欄 (エ) が 1, 3 の 場 合 記 入 し て く だ さ い。)		※ 町 記 入 欄	年 度	月 分 以 降 は	1 特 別 徴 収 義 務 者 を 変 更 2 普 通 徴 収 へ 切 替 (期 ~) 3 一 括 徴 収 4 そ の 他 ()	点 検
理 由	1. 異 動 の 日 が 6 月 1 日 から 12 月 31 日 ま で の 間 で 本 人 か ら の 申 し 出 が な い た め。 2. 特 別 徴 収 の 継 続 の 希 望 が あ る た め。(転 勤 の 場 合 も 含 む。) 3. 異 動 の 日 が 1 月 1 日 から 4 月 30 日 ま で の 間 で 残 税 額 (上 記 (ウ) の 額) を 超 え る 給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 支 払 が な い た め。 4. そ の 他 ()		年 度	月 分 以 降 は	1 特 別 徴 収 義 務 者 を 変 更 2 普 通 徴 収 へ 切 替 (期 ~) 3 一 括 徴 収 4 そ の 他 ()	点 検

◎転勤等による特別徴収届出書(新しい勤務先)

月 割 額 円を 月分から 徴収し、納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	郵 便 番 号	特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号	
		フリガナ		法 人 番 号 又 は 個 人 番 号	
		名 称		連 絡 者 の 係 及 び 氏 名 並 び に そ の 電 話 番 号	係 氏 名 電 話 ()
		代 表 者 の 職 氏 名			



※1月1日以降の退職者に未徴収税額がある場合は、本人からの申出がなくても、残税額をまとめて徴収してください。(地方税法第321条の5第2項)
 ※退職者には、(ウ)未徴収税額が今後どのようになるか“徴収方法”を詳しく説明してください。